

魚津市告示第113号

住民票の職権消除について

次の者について、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、住民票に記載されている住所に居住していないことを確認し、令和2年9月30日に住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和2年9月30日

魚津市長 村椿 晃

氏 名	生年月日	住民票に記載されていた住所
瀧川 龍也	昭和60年9月9日	魚津市島尻405番地